

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入れ方法	1. 産業廃棄物の受入れ方法は、維持管理計画書 (P-7) のとおり			
	施設作業時の維持管理方法	維持管理計画書について以下のとおり 2. 埋立管理 (P-8) 3. 施設管理 (P-8) 4. モニタリング (P-8)			
	維持管理基準への対応状況	別記様式 5 0 - 1 - 1 のとおり			
	埋立終了後の施設の維持管理方法	維持管理計画書について以下のとおり 7. 埋立終了から廃止までの維持管理 (P-14) のとおり			
	施設整備・点検の頻度	維持管理計画書について以下のとおり 5. 施設の点検計画 (P-11)			
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	維持管理計画について以下のとおり 6. 維持管理の記録および記録閲覧の方法 (1) (P-13)			
	閲覧対応日時	施設が開場している日の 9 時から 1 6 時までの間			
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	維持管理計画について以下のとおり 6. 維持管理の記録および記録閲覧の方法 (2) (P-13)			
異常時の連絡体制	別添「連絡網」1-11. 災害防止に関する計画 (別紙3) のとおり				
排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
ばいじん (g/Nm ³)					
硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)					
窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)					
塩化水素 (mg/Nm ³)					
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)					

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)	該当無し	該当無し	該当無し	5.8~8.6 (海域は5.0~9.0)	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	〃	〃	〃	≤60mg/L	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	〃	〃	〃	≤90mg/L	
浮遊物質 (SS) (mg/L)	〃	〃	〃	≤60mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)	〃	〃	〃	≤5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)	〃	〃	〃	≤30mg/L	
フェノール類含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤5mg/L	
銅含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤3mg/L	
亜鉛含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤2mg/L	
溶解性鉄含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤10mg/L	
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤10mg/L	
クロム含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤2mg/L	
大腸菌群数 (個/cm ³)	〃	〃	〃	≤日間平均 3,000個/cm ³	
窒素含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤120mg/L (日間平均 60mg/L)	
リン含有量 (mg/L)	〃	〃	〃	≤16mg/L (日間平均 8mg/L)	
アルキル水銀化合物	〃	〃	〃	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.005mg/L	
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.1mg/L	
鉛及びその化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.1mg/L	
有機リン化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤1mg/L	
六価クロム化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.1mg/L	
シアン化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.003mg/L	
トリクロロエチレン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.3mg/L	
テトラクロロエチレン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.1mg/L	
ジクロロメタン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.2mg/L	
四塩化炭素 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.2mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	〃	〃	〃	≤3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.02mg/L	
チウラム (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.06mg/L	
シマジン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.03mg/L	
チオベンカルブ (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.2mg/L	
ベンゼン (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.1mg/L	
セレン及びその化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤0.1mg/L	
ほう素及びその化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤10mg/L (海域は230 mg/L)	
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤8mg/L (海域は15 mg/L)	
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	〃	〃	〃	≤200mg/L	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/Nm ³)	〃	〃	〃	≤10pg-TEQ/Nm ³	

別記様式50-1-1 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容(安定型最終処分場)

維持管理基準(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

基 準		措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地周辺に飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。また、即日覆土等の措置により、飛散防止を行う。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立処分するごみは、安定型品目に限られているため、悪臭が発生するごみではないが、速やかに覆土を行う。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	火災の発生を防止するために覆土作業を徹底するとともに施設入口に消火器2台を備えおく。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	埋立処分するごみは、安定型品目に限られているため、害虫等が発生するごみではないが、速やかに覆土を行う。
囲 い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地周辺に飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講じる。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	維持管理計画書5. (3) 点検内容と対策①貯留構造物(盛土えん堤)の対策を講じる。
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。	展開場にて、当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行うとともに、産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てない措置を講ずる。
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。	埋立開始前に表4-1地下水検査項目の測定を行い、記録する計画とする。
	埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	
	埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。	
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ハ)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質検査の結果、水質悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

	基 準	措 置 内 容
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。	表4-1地下水検査項目の測定を年1回以上測定を行い、記録する計画とする。
	(1) 地下水等検査項目 一年に一回以上	
	(2) BOD又はCOD一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上	BODについては、1月1回以上測定を行い、記録するとともに、埋立処分地が終了した埋立地においては、3月1回以上測定を行い、記録する計画とする。
浸透水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ヘ)	次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	表4-2浸透水検査項目及びBODの水質検査の結果、水質悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
	浸透水に係る地下水等水質検査の結果が基準に適合していないとき。	
	浸透水に係るBOD又はCODの水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値を超えているとき。	
埋立終了後の開口部の閉鎖 (第2条第2項第2号ト)	埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立処分場の終了に伴う開口部の閉鎖を、厚さ50cm以上の土砂等の覆い閉鎖する。
覆いの損壊防止 (第2条第2項第2号チ)	閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖するため、開口部を厚さ50cm以上の土砂で覆い、植生を施し損壊防止に努める。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立処分場の残余容量の算定については、1年に1回以上測定を行い、記録し進捗状況を把握する。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類(安定型品目に限る。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存することとする。

維持管理記録等及び維持管理積立金(法第15条の2の4において準用)

	基 準	措 置 内 容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	法令で定める施設の点検及び水質検査の結果については、記録を作成し、インターネットによる維持管理状況を公表する計画とする。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	施設の点検及び水質検査の結果について記録を作成し、天塩町役場内に閲覧場所を設け、施設が開場している間、閲覧可能とします。また、記録は備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間、閲覧に供することとし、廃止までの間保存する。 なお、生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めがあった場合には、正当な理由がない限り、閲覧を拒まない。
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	天塩町自ら施設の維持管理を行うことから、積立金の必要性はなく、埋立終了後は必要に応じて、適切な維持管理を行う。

廃止基準(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

基 準	措 置 内 容
構造基準への適合 (第2条第3項第2号イ)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等及び雨水等排出設備が構造基準に適合しないと認められないこと。
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。
地下水の水質 (第2条第3項第2号ロ)	地下水の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。
	地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。
	地下水の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。
浸透水の水質 (第2条第3項第2号ハ)	採取設備により採取された浸透水の水質について、次の基準に適合していること。 ・地下水等検査項目については当該地下水等検査項目に係る基準 ・BODについては20mg/L以下
開口部の閉鎖 (第2条第3項第2号ニ)	厚さがおおむね50 c m以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前の確認

排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を確認し、必要に応じて分析データ（ダイオキシン類、金属類等）等についても提出を求め廃棄物の性状を確認することとする。

廃石綿等については、受入れ要領をあらかじめ定め、廃石綿等の受入れ契約時に排出事業者に提示する。また、受入れに際し廃石綿等の量、積載状況等について確認する。

(2) 処理委託契約の締結

事前の確認において、受入に支障が無いことが確認されてから、処理委託契約を締結する。

(3) 受入作業

- ① 天塩町役場において受付する際、事前に結んだ契約の内容又はmanifestの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ② ①の確認が終了した車両は、管理責任者とともに最終処分場へ行く。
- ③ 場内取付道路入口付近での荷下ろし後に異物の混入が確認された場合には、搬入される廃棄物（異物）は全て持ち帰らせることとして、必要に応じてmanifestの修正を求める。
- ④ 受入、受付の管理については、管理責任者に対応を徹底させるためマニュアルを作成する。

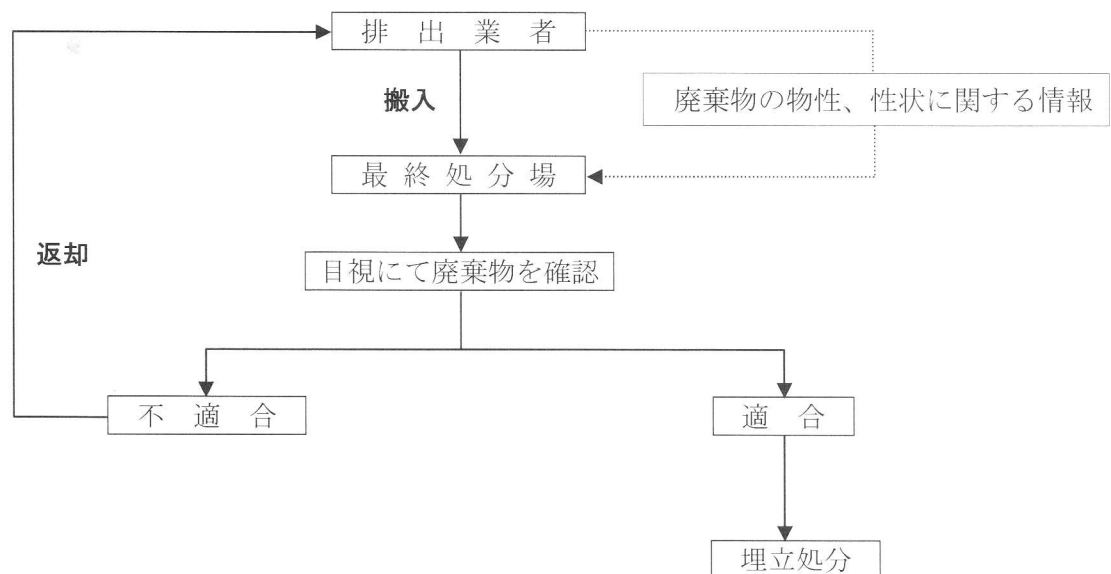


図 1-1 廃棄物搬入から埋立処分までのフロー

2. 埋立管理

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。この際、粉じん発生がある場合には、締固め転圧を行いながら粉じん発生の防止をする。

(2) 飛散・流出防止措置

受け入れた産業廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土を行う。また、埋立地の周囲には、飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。また、石綿含有廃棄物については、一定の場所において、石綿含有廃棄物が分散しないようにし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる。

(3) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

(4) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、覆土作業を行う他、万が一可燃性廃棄物に対する火災防止については、消火器による消火作業対策を行う。また、埋立地入口には、消火器を備え置く。

(5) ねずみの発生および蚊、はえその他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れがある場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布等を行う。(利害関係機関と協議の上)

3. 施設管理

(1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることが出来ないように柵を設置する。

(2) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

(3) 埋立地から発生するガスを排除するために堅型ガス抜き管を設置する。

(4) 埋立地の残余容量について、年1回以上測定を行い記録する。

(5) その他

① 埋立作業マニュアルを作成し、管理責任者に周知・徹底を図る。

② 埋立終了後は、必要に応じて、適切な維持管理を行う。

4. モニタリング

(1) 地下水

最終処分場周縁の地下水水質への埋立地からの浸出水（浸透水）による影響の有無を判断するため、埋立地の上流側と下流側に観測井を設置し、以下の①の頻度で水質検査を実施する。

地下水の測定結果に基準値超過が確認された場合には、速やかに関係機関への連絡を行うとともに対策を講ずる。また、水質の悪化においても原因究明の調査等を行う。

① 検査項目・頻度は表 4-1 のとおりとする

表 4-1 地下水（健康項目）水質分析項目

項 目	基 準 値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと	埋立開始前 1 回埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L 以下	〃
カドミウム	0.01mg/L 以下	〃
鉛	0.01mg/L 以下	〃
六価クロム	0.05mg/L 以下	〃
砒素	0.01mg/L 以下	〃
全シアン	検出されないこと	〃
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	〃
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	〃
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	〃
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	〃
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	〃
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	〃
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	〃
チウラム	0.006mg/L 以下	〃
シマジン	0.003mg/L 以下	〃
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃
ベンゼン	0.01mg/L 以下	〃
セレン	0.01mg/L 以下	〃
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	〃
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	〃
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	埋立開始から 1~2 年間 1 回/年以上
電気伝導度 *		
塩素イオン *		

注) * 安定型処分場については、電気伝導度、塩素イオンの測定は規制無し（適用されない）

(2) 浸出水（浸透水）

浸出水（浸透水）を適正に維持管理するため、以下のモニタリングを実施する。

① 検査項目・頻度は表 4-2 のとおりとする。

表 4-2 浸出水（浸透水）水質分析項目

項 目	基 準 値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと	埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L 以下	〃
カドミウム	0.01mg/L 以下	〃
鉛	0.01mg/L 以下	〃
六価クロム	0.05mg/L 以下	〃
砒素	0.01mg/L 以下	〃
全シアン	検出されないこと	〃
P C B	検出されないこと	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	〃
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	〃
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	〃
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	〃
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	〃
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	〃
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	〃
チウラム	0.006mg/L 以下	〃
シマジン	0.003mg/L 以下	〃
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃
ベンゼン	0.01mg/L 以下	〃
セレン	0.01mg/L 以下	〃
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	〃
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	〃
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	埋立開始から 1~2 年間 1 回/年以上

注) <は定量下限値未満を示す。

生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は 化学的酸素要求量 (COD)	BOD : 20mg/L 以下 COD : 40mg/L 以下	BOD については、埋立開始後 1 回/月以上
---------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

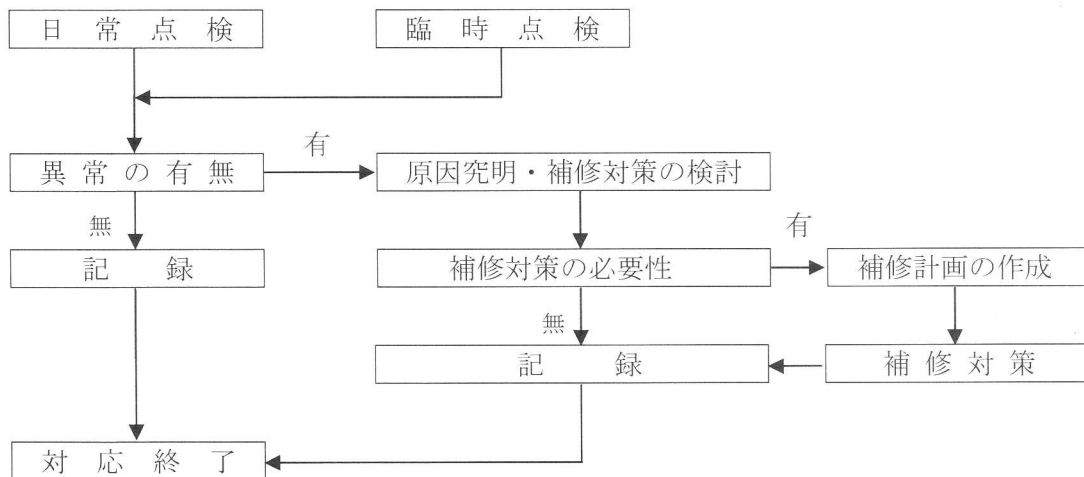
5. 施設の点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各施設の点検管理における管理項目、点検頻度、点検方法等を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

- ① 日常点検 周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検。
- ② 臨時点検 大雨、地震等の異常が起きた際に実施する点検。

(2) 点検管理フロー



(3) 点検内容と対策

① 貯留構造物（盛土えん堤）

点検項目	①堤体への廃棄物・土砂の堆積 ②堤体への雑草の繁茂・植生 ③堤体からの漏水 ④堤体の亀裂 ⑤堤体の膨潤 ⑥堤体の沈下	⑦小段の浸食、崩壊 ⑧法面の浸食、洗掘 ⑨法面のはらみだし ⑩法面の崩壊、崩落 ⑪基礎地盤の沈下 ⑫地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫：週 1 回以上 ⑥、⑪：3 ヶ月に 1 回以上	
点検方法	①～⑤、⑦～⑩、⑫：目視 ⑥、⑪：測量により計測	
補修対策	・抑え盛土工法 ・土留擁壁の施工 ・排水溝の設置 ・その他	

② その他施設

点検項目	①ガス抜き管（露出部の管の損傷やバンドのハズレ等） ②飛散防止設備（ネットの破れや支柱の傾き等）、 囲い（ネットの破れや支柱の傾き等）、 立札（破損や文字の消え） ③その他
点検頻度	①～③：日 1 回以上
点検方法	①～③：目視
補修対策	・異常箇所は、速やかに補修する ・その他

6. 維持管理の記録および記録閲覧の方法

(1) 記録の作成および保存について

法令で定める施設の点検および水質検査の結果については、記録を作成し天塩町役場に閲覧場所を設け、施設が開場している日（開場日は毎年作成する営業日カレンダーによる）の9時～16時までの間、閲覧可能とする。また、インターネットによる維持管理状況を公表する計画とします。

（閲覧の求めがあった場合は、正当な理由がない限り閲覧を拒まない。）

(2) 閲覧する内容

記録する事項	備え置く期日
イ. 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
ロ. 維持管理基準に基づく擁壁等の点検に関する次に掲げる事項	
(1) 当該点検を行った年月日及びその結果	当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
ハ. 維持管理基準に基づく残余容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ニ. 維持管理基準に基づく展開検査に関する次に掲げる事項	
(1) 当該検査の各月ごとの実施回数	翌月の末日
(2) 当該検査の結果、安定型最終処分場以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
ホ. 維持管理基準に基づく地下水及び浸透水検査に関する次に掲げる事項	
(1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
(2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	同 上
(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日	同 上
(4) 当該水質検査の結果	同 上
ヘ. 維持管理基準に基づく地下水及び浸透水悪化対応に関する次に掲げる事項	
(1) 当該措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌日の末日
(2) 当該措置の内容	同 上

7. 埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の施設の維持管理については、埋立中と同様にして管理を行うこととし、廃止基準への適合性については、次により確認を行う。

- (1) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- (2) 発生ガスは堅型ガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ50cm以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。
- (3) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。
- (4) 表4-1 地下水点検項目について、廃止するまで年1回以上の測定を行い記録する。
- (5) 地すべり防止工、沈下防止工、盛土えん堤、切土法面工等が、構造基準に適合していることを確認する。
- (6) 表4-2の浸出水（浸透水）の水質基準等に係る項目については年1回以上、BODについては月1回以上測定を行い記録する。
- (7) 発生ガスの確認
 - ① 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - ② ガスの発生量の測定は、堅型ガス抜き管からガス発生の可能性のある廃棄物を埋め立てた位置等、適当な箇所を選定して流量の測定を行う。
 - ③ 埋立地上部の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。
 - ④ 流量の測定は、超音波流量計、熱式流量計等により行うが、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には、防爆式の計器を使用する。
 - ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は、1年に4回程度とする。
- (8) 埋立地の内部が周辺の地中温度と比べ、異常な高温になっていないか確認する。

地中温度の測定は、堅型ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行い、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認する。
- (9) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。
- (10) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。